



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 21年 4月 17日

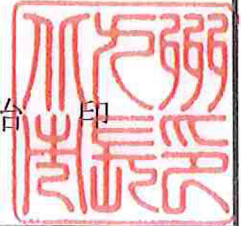
住 所 福岡県京都郡苅田町港町30番地の7

氏 名 株式会社 河本商事

(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 河本 啓次

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する

北九州市長 北 橋 健 治 印



許可の年月日	平成13年4月26日 (使用届)	許可番号	第408号
施設の種類及び 処 理 する 産業廃棄物の種類	施 設 の 種 類 : がれき類の破碎施設 産業廃棄物の種類 : がれき類		
設置場所	移動式		
処理能力	1日あたり1080トン(8時間)		
許可の条件	な し		
規則第11条第8項の 規定による許可証の 提出の有無	余 白		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。		